

車の記録出さない親子の生活保護停止

市の対応「違法」と認定

津地裁判決

生活保護の支給を巡り、車の利用状況の記録提出を求める行政指導に従わなかったために支給を止めたのは違法だとし、三重県鈴鹿市内の受給者の親子2人が停止処分を取り消しなどを求めた訴訟の判決が21日、津地裁であった。竹内浩史裁判長は市の処分について「日常生活だけではなく、生命の危険も生じ得る」と述べ、処分を取り消し、国家賠償法上の違法性も認めて計20万円を支払うよう市に命じた。

判決は、問題とされた記録提出について「過剰の疑いがある」と指摘。車を日常生活の範囲で利用することは自立を促すものだとした上で、市が認めた通院以外の買い物などに車を使うといった原告側の違反の程度は「軽微だった」と判断。それにもかかわらず停止処分を出したのは「相当性を欠き、違法だ」と述べた。

原告の女性(81)は膀胱がんを患って長い距離を歩けず、次男(56)は脳からのホルモン分泌が低下する難病を抱えている。市は「次男の通院」に限って自動車利用を認めていたが、判決はこの制限を「合理性があるとは言いがたい」と批判。運転経路や用件などの正確な記録を求めることも、「利用目的を確認するのであれば、より単純に確認すれば足りる」として、市の手法に疑問を投げかけた。

判決は、市の停止処分の判断過程も厳しく批判した。原告らの生活の困窮ぶりや病状の実情を十分把握して慎重な判断をするべきだったのに、記録を出させるといって「硬直的な運用」をしたと判断。その上で市側は処分の採否について十分な検討を行わずに「漫然と処分をした」と評価せざるを得ず、過失があったと断定して、市に賠償責任があると結論づけた。

(山本知弘、高橋俊成)